

未発生期

○平成27年4月

Y国において、鳥インフルエンザA(H7N9)ウイルスのヒト感染事例が発生。

○平成27年12月

Y国において感染症例の報告が増加。症状は、季節性インフルエンザに比べ、重篤な肺炎を引き起こすことが判明。

○平成28年1月10日

Y国での患者数が増加し続けていることから、WHOは「Y国において、A(H7N9)ウイルスが持続的にヒト-ヒト感染しており、国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)に該当する」旨を公表。

厚生労働省は、Y国で発生したA(H7N9)を「新型インフルエンザ等感染症」と判断。速やかに、特措法に基づき、政府対策本部を設置し、基本的対処方針を決定。 ⇒ **【海外発生期】**

海外発生期

○平成28年1月25日

日本国内の空港における検疫でY国から帰国した新型インフルエンザ感染患者を確認。

○平成28年2月3日

関東地方のA県内で新型インフルエンザ感染患者(国内初発例)を確認し、基本的対処方針を変更。

⇒ **【国内発生早期】**

国内発生早期

○平成28年2月17日

五所川原市在住の50歳代男性が、発熱等の症状を訴えて、五所川原保健所に電話相談。
(県内初発例)